

生活衛生検査課(食品検査)の紹介

食品検査は、食品衛生法、食品表示法、乳等省令等に基づいて検査を行っています。

当財団は厚生労働省登録食品検査機関であり、お客様からの依頼検査や、自治体からの収去検査、輸入食品検査等を行っています。

以下、食品検査項目を担当者毎に紹介します。

voice
2017年度
入社

大学時代、管理栄養士の勉強をする中で食品検査について興味を持ち、この仕事を選びました。

食品検査は、原材料によって検査方法が異なるため悩むことが多いですが、検査した商品が販売されているのを見ると嬉しい気持ちになります。

◆食品表示法に基づく栄養成分検査◆

食品表示法に基づき、加工食品等の栄養成分表示に係る検査を行っています。検査項目は水分、灰分、脂質、タンパク質です。これらの分析値から炭水化物を算出し、熱量を計算します。その他、アイスクリーム等の乳等省令に係る検査等も行っています。

栄養成分表示 1袋当たり	
熱量	●●kcal
たんぱく質	▲▲g
脂質	■■g
炭水化物	▼▼g
食塩相当量	◆◆g



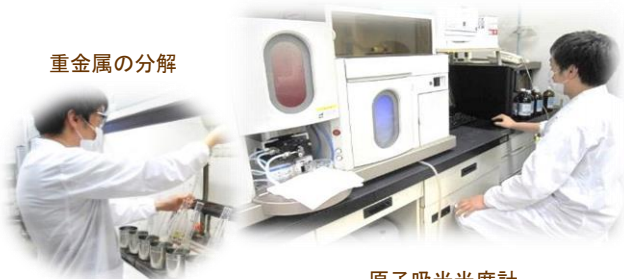
たんぱく質の定量



検体の前処理

◆ミネラル、重金属検査◆

栄養成分表示に必要な食塩相当量はナトリウム分析をして算出します。他に、カルシウム、カリウム、マグネシウム、鉄、リン等のミネラル検査を行っています。ヒ素、鉛、スズ等の重金属検査も行っています。



重金属の分解

原子吸光度計

◆ビタミン類、添加物の検査◆

ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンC、ビタミンE、β-カロテンの検査と、添加物の検査として合成着色料(亜硝酸根)、人工甘味料(サッカリンナトリウム等)、合成保存料(ソルビン酸、安息香酸等)の検査を行っています。



液体クロマトグラフ

◆器具・容器包装の検査◆

食品衛生法では器具・容器包装の規格検査があります。ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリエチレンテレフタレート(PET)等の樹脂の規格検査や、ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引き製品の規格検査を行っています。



ストロー(ポリプロピレン)の検査

ホウロウ引き製品の検査

◆食品添加物公定書の検査◆

食品添加物公定書とは、食品添加物の成分の規格や製造基準、品質確保の方法について定めたものです。水酸化カルシウム、炭酸カルシウム、水酸化ナトリウム、活性炭等の規格検査を行っています。



水酸化カルシウムの定量



活性炭の検査

◆異物検査◆

企業が顧客からの苦情による異物や、品質管理を目的とした異物の検査を行っています。顕微鏡観察や、赤外分光光度計による非破壊検査等を行っています。

◆農薬の検査◆

農産物の農薬検査を行っています。一斉分析法で最大約200成分の分析を行うことができます。

◆食品輸入検査◆

登録検査機関とは、政府の代行機関として業務規程の認可を受けた製品検査を行うことができる検査機関です。輸入食品のサンプリングは積荷がある港や保税倉庫等で当財団の登録検査員がサンプリングを行います。



赤外分光光度計



ガスクロマトグラフ質量分析計

